

## 建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づく認定基準

(趣旨)

第1条 この基準は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第43条第2項第1号の規定による特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認定する基準を定めるものとする。

(認定基準)

第2条 前条の基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

(1) 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「規則」という。）第10条の3第1項第1号の道が、次のいずれかに該当し、かつ、建築物の敷地と道路との間に存在する場合であって、避難及び通行上支障がなく、道路に有効に接続する幅員4m以上の通路が確保されている敷地であること。

ア 管理者の占用許可、承諾又は同意が得られた水路

イ 地方公共団体が管理する認定外道路等

ウ 都市計画事業等により、道路に供するため事業者が取得した土地

(2) 規則第10条の3第1項第1号の道が、道路に有効に接続し幅員が4m以上であって、かつ、地方公共団体から管理証明が得られているもので、2m以上接する敷地であること。

(3) 規則第10条の3第1項第2号の道が、ア及びイに該当する幅員4m以上のものであって、当該道に2m以上接する敷地であること、かつ、ウ及びエに定める書類の添付があること。

ア 東京都建築安全条例（昭和25年東京都条例第89号）第82条に適合するもの

イ 足立区指定道路取扱基準（以下「指定基準」という。）第3章第1のうち別に定めるものに適合するもの

ウ 規則第10条の4の2第2項の規定による承諾書（法第43条認定 様式1）

エ 通路位置図（法第43条認定 様式2）

2 前項第3号ウにおいて、承諾を必要とする範囲は、指定基準第3章第2の2(6)エ((ア)、(イ)、(エ)及び(オ)に限る。)の規定を準用する。ただし、同エ(ア)及び(イ)に規定する、その土地にある建築物又は工作物に関して権利を有する者を除く。

3 前項の場合において、指定基準第3章第2の2(6)エ(ア)及び(イ)中「道路」とあるのは「道」と、同(オ)中「位置」とあるのは「認定」と読み替えるものとする。

付 則（31足都建発第422号 令和元年6月3日 建築室長決定）

この基準は、決定の日から施行する。